

甲賀看護専門学校学則に関する規程

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 課程、修業年限及び定員(第3条—第5条)
- 第3章 年次、学期及び休業日(第6条・第7条)
- 第4章 入学、休学及び退学等(第8条—第18条)
- 第5章 授業科目、単位及び卒業の認定(第19条—第24条)
- 第6章 健康管理(第25条)
- 第7章 賞罰(第26条・第27条)
- 第8章 授業料(第28条—第30条)
- 第9章 職員及び会議(第31条・第32条)
- 第10章 雑則(第33条・第34条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 甲賀看護専門学校学則に関する規程(以下「学則」という)は、甲賀看護専門学校の設置等及び管理に関する規程(以下「規程」という)第5条の規定に基づき、甲賀看護専門学校(以下「学校」という)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学校は、看護師として必要な知識・技術・態度を修得するとともに、豊かな人間性を養い、地域社会に貢献できる行動力のある人材を育成することを目的とする。

第2章 課程、修業年限及び定員

(課程)

第3条 学校に看護専門課程看護学科(3年課程全日制)を置く。

(修業年限及び在学期間)

第4条 修業年限は、3年とする。

2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

(定員)

第5条 学生の定員は、1学年40人とし、総定員は、120人とする。

第3章 年次、学期及び休業日

(年次及び学期)

第6条 年次は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 年次を次の2学期に分ける。

(1) 前学期 4月1日から9月30日まで

(2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 学校において授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (3) 春季休業
- (4) 夏季休業
- (5) 冬季休業

2 学校の長(以下「学校長」という。)は、前項に定めるもののほか、臨時の休業日を選定することができる。

3 学校長は、第1項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、休業日であっても授業を行うことができる。

第4章 入学、休学及び退学等

(入学資格)

第8条 学校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって学校における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 学校において個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(受験の手続き)

第9条 学校の入学試験を受けようとする者は、次に掲げる書類に受験料を添えて出願期間内に学校長まで提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又はこれに相当する書類
- (3) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程に係る調査書又はこれらに相当する書類
- (4) その他学校が指定するもの

(入学試験)

第10条 学校長は、入学しようとする者に対して入学試験を行う。

2 入学試験及び合否判定についての必要な事項は別に定める。

3 学校長は、入学試験の必要な事項についてはあらかじめ公示する。

(入学の許可及び入学手続き)

第11条 学校長は、入学試験に合格した者に合格の通知をするものとする。

2 入学試験に合格した者は、学校長が指定する期日までに保証人と連署した誓約書に入学金を添えて学校長に提出しなければならない。

3 学校長は、前2項に規定する手続きを完了した者に対し入学を許可する。

4 特別な理由により、前項の期日までに入学に必要な手続きを終えることのできない者は、あらかじめその旨を学校長に届け出て、必要な指示を受ける。

(入学許可の取り消し)

第12条 学校長は、入学の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは入学許可を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により入学の許可を受けた者

(2) 前条に規定する手続きを行わない者

(3) 前2号に掲げる者のほか、学校長が入学させることが不相当と認めた者

(休学)

第13条 学生は、病気その他やむを得ない理由により、引き続き3箇月を超えて就学することができないときは、学校長の許可を得て休学することができる。

2 休学の許可を得ようとする者は、休学願を学校長に提出しなければならない。

3 学校長は、病気その他の理由により、引き続き3箇月を超えて就学することが不相当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

4 休学の期間は1年以内とする。ただし、第1項の許可を得た学生が休学期間の延長願を提出した場合において、学校長がやむを得ない理由があると認めるとき、又は前項の規定により休学を命じた場合において、学校長が引き続き休学させる必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

5 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

6 休学の期間は、第4条に規定する修業年限及び第4条2項に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第14条 休学中の学生が復学しようとするときは、復学願を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学校長は、復学の許可を得ようとする者に対して、必要に応じて許可に必要な書類の提出を求めることができる。

(転入学)

第15条 学校長は、学校に転入学を希望する者がいるときは、その者が現に在学する学校の授業科目及び単位数が学校と同程度であると認め、かつ、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に転入学を許可することができる。

2 転入学についての必要な事項は別に定める。

(退学)

第16条 学生は、退学しようとするときは、退学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対し、退学を命ずることができる。

(1) 病気その他の理由により学業を継続することができないと認められる学生

(2) 第4条に規定する期間内に卒業することができない学生

(3) 第13条第5項に規定する期間を超えてなお復学できない学生

(転学)

第17条 学生は、他の学校へ転学を希望しようとするときは、転学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第18条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対し、除籍することができる。

(1) 死亡の届出のあった学生

(2) 長期間にわたり行方不明もしくは行方不明の届出があった学生

(3) 授業料を3箇月以上正当な手続を行わず滞納し、かつ、督促を受けても納付しない学生

第5章 授業科目、単位及び卒業の認定

(授業科目及び単位数)

第19条 学校における業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 履修方法その他必要な事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、次に定める基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの演習をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。

(4) 臨地実習については、45時間をもって1単位とする。

(単位の認定)

第21条 授業科目を履修した学生には、認定のうえ、所定の単位を与える。

2 単位修得の認定は、学科試験及び臨地実習の評価等により行う。

3 単位の認定について、その他必要な事項は別に定める。

(既修得単位の認定)

第22条 学校長は、教育上有益であると認めるときは、1年次に入学した学生で次の各号のいずれかに該当する学生本人からの申請に基づき、学校に入学する前に大学等で修得した単位を学校において履修した単位とみなすことができる。

(1) 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、別表第1(第19条関係)に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修し、卒業した学生。ただし、総取得単位数の二分の一を超えない範囲内で単位認定する。

ア 歯科衛生士

イ 診療放射線技師

ウ 臨床検査技師

エ 理学療法士

オ 作業療法士

カ 視能訓練士

キ 臨床工学技士

ク 義肢装具士

ケ 救急救命士

コ 言語聴覚士

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の

規定に該当する学生で社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める人間と社会の領域に限り学校の教育内容に相当すると認められるとき。

2 前項の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第23条 試験等の成績の評価は、S、A、B、C及びDの5段階とし、C以上を合格とする。また、GPA(Grade Point Average)を用いる。

(卒業の認定及び専門士の称号)

第24条 学校長は、次の各号のすべてに該当する学生に対して運営会議の議を経て卒業を認定する。

(1) 第4条に規定する期間在学した者

(2) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えない者

(3) 別表第1(第19条関係)に掲げる授業科目の単位をすべて修得した者

2 学校長は、卒業を認定した学生に対し、卒業証書を授与する。

3 学校長は、卒業を認定した学生に対し、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号)に基づき、専門士(医療専門課程)の称号を授与することができる。

第6章 健康管理

(健康診断)

第25条 学校長は、学生の健康を保持するため、年1回以上健康診断を実施する。

2 学生の健康管理について必要な事項は、別に定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第26条 学校長は、教育上必要があると認めるときは、学生を表彰することができる。

(懲戒)

第27条 学校長は、教育上必要があると認めるときは、学生を懲戒処分することができる。

2 懲戒処分することができる学生は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 素行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3) 学校の規程又はこれに基づく規定に反した者

3 懲戒処分は、当該内容に基づいて、訓告(注意、嚴重注意)、停学及び退学とする。

第8章 授業料

(授業料の納入)

第28条 学生は、規程第3条に規定する授業料等を納めなければならない。

2 授業料は、2期に分けてそれぞれ年額の2分の1に相当する額を指定する期日までに納めなければならない。ただし、学校長が特別の理由があると認める場合はこの限りではない。

(授業料等の減免)

第29条 規程第4条の規定により授業料等の減免を受けようとする学生は、その理由を記載した減免申請書を理事長に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものを、規程第4条における特別の事情があると認められる学生とする。

- (1) 経済的事情その他の理由により授業料の負担が著しく困難な学生
- (2) 前1号に掲げる者の他、特に授業料を減額し、又は免除する必要があると認められる学生

(授業料等の不還付)

第30条 既納の受験料、入学金及び授業料は、いかなる事情があっても還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第13条の規定により休学した期間分の授業料については、還付することができる。

- (1) 授業料を還付する期間は休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までとする。
- (2) 前学期、後学期のいずれかの全期間を休学する場合は、その全期間の授業料を還付する

第9章 職員及び会議

(職員)

第31条 学校に学校長、副学校長、教務主任、実習調整者、専任教員、事務長、事務職員及び必要な職員を置き、組織は別表第2のとおりとする。

2 前項の職員のほか、学校長が必要であると認めるときは、理事長の承認を得て必要な職員を置くことができる。

(会議)

第32条 学校の円滑な運営及び教育の充実を図るため、次に掲げる会議を設置する。

- (1) 管理会議
- (2) 運営会議
- (3) 教員会議
- (4) 講師会議
- (5) 実習指導者会議

2 前項各号に掲げる会議についての必要な事項は、別に定める。

第10章 雑則

(様式)

第33条 学則に規定する入学願書等の様式は、別に学校長が定める。

(委任)

第34条 学則の規定に定めるもののほか、学校の管理及び運営に関し必要な事項は、別に学校長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第19条関係)

		科 目	単位(時間)数			科 目	単位(時間)数	
基礎分野	人間と生活、科学的思考の基礎 社会の理解	国語表現	1 (30)	基礎看護学		基礎看護学特論Ⅰ	1 (30)	
		論理的思考と表現	1 (30)			基礎看護学特論Ⅱ	1 (30)	
		情報技術活用論	1 (30)			基礎看護学援助論Ⅰ	1 (30)	
		人間と哲学	1 (15)			基礎看護学援助論Ⅱ	1 (30)	
		心のしくみと行動	1 (30)			基礎看護学援助論Ⅲ	1 (30)	
		人の暮らしと文化	1 (30)			基礎看護学援助論Ⅳ	1 (30)	
		外国語Ⅰ	1 (30)			基礎看護学援助論Ⅴ	1 (30)	
		外国語Ⅱ	1 (30)			基礎看護学援助論Ⅵ	1 (30)	
		人間関係論Ⅰ	1 (30)			基礎看護学援助論Ⅶ	1 (30)	
		人間関係論Ⅱ	1 (15)			基礎看護学援助論Ⅷ	1 (30)	
		人間工学	1 (15)			基礎看護技術総合演習	1 (15)	
		教育と人間	1 (30)			地域・在宅 看護論	地域・在宅看護特論	2 (30)
		スポーツと健康	1 (15)				地域・在宅看護援助論Ⅰ	2 (30)
		芸術：陶芸 (選択)	1 (30)				地域・在宅看護援助論Ⅱ	1 (15)
芸術：絵画 (選択)	地域・在宅看護援助論Ⅲ	1 (15)						
小 計			14 (360)	専門分野		成人看護学特論	1 (30)	
専門基礎分野	疾病の成り立ちと回復の促進 人体の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ	1 (30)			成人看護学	成人看護学援助論Ⅰ	1 (30)
		人体の構造と機能Ⅱ	1 (30)				成人看護学援助論Ⅱ	1 (30)
		人体の構造と機能Ⅲ	1 (30)				成人看護学援助論Ⅲ	1 (30)
		人体の構造と機能Ⅳ	1 (30)				成人看護学援助論Ⅳ	1 (30)
		看護のための生化学	1 (30)				成人看護学援助論Ⅴ	1 (30)
		看護のための栄養学	1 (30)				成人看護学援助論Ⅵ	1 (30)
		人体と微生物	1 (30)			看護学 老年	老年看護学特論	1 (30)
		病因論	1 (15)				老年看護学援助論Ⅰ	2 (30)
		病気と検査	1 (15)				老年看護学援助論Ⅱ	1 (15)
		病態治療論Ⅰ	1 (30)			看護学 小児	小児看護学特論	1 (30)
		病態治療論Ⅱ	1 (30)				小児看護学治療論	1 (15)
		病態治療論Ⅲ	1 (30)				小児看護学援助論Ⅰ	1 (30)
		病態治療論Ⅳ	1 (30)				小児看護学援助論Ⅱ	1 (15)
		病態治療論Ⅴ	1 (30)	看護学 母性	母性看護学特論		1 (30)	
病態治療論Ⅵ	1 (15)	母性看護学治療論	1 (15)					
病態治療論Ⅶ	1 (15)	母性看護学援助論Ⅰ	1 (15)					
病気とくすり	1 (30)	母性看護学援助論Ⅱ	1 (30)					
保健指導論	1 (15)	看護学 精神	精神看護学特論	1 (30)				
社会 健康支援と 保障制度	健康と生活環境		2 (30)	精神看護学治療論	1 (15)			
	社会保障と社会福祉		2 (30)	精神看護学援助論	2 (30)			
	医療と倫理	1 (15)	統合と 看護の 実践	看護マネジメントⅠ	1 (15)			
法と医療	1 (15)	看護マネジメントⅡ		1 (15)				
法と看護	1 (15)	看護マネジメントⅢ		1 (15)				
小 計				25 (570)	医療と安全Ⅰ	1 (15)		
					医療と安全Ⅱ	1 (15)		
				医療と安全Ⅲ	1 (15)			
				臨地 実習	基礎看護学実習Ⅰ	1 (45)		
					基礎看護学実習Ⅱ	2 (90)		
					地域・在宅看護論実習Ⅰ	2 (90)		
					地域・在宅看護論実習Ⅱ	2 (90)		
					成人・老年看護学実習Ⅰ	2 (90)		
					成人・老年看護学実習Ⅱ	2 (90)		
					成人・老年看護学実習Ⅲ	2 (90)		
					小児看護学実習	2 (90)		
					母性看護学実習	2 (90)		
					精神看護学実習	2 (90)		
					健康支援実習	2 (90)		
				チームナーシング実習	2 (90)			
				小 計	69 (2070)			
				合 計	108 (3000)			

別表第2(第31条関係)

甲賀看護専門学校組織図

